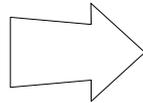




雇用保険の育児休業者職場復帰給付金が変わります!!

改正前) 休業開始時の賃金の10%



改正後) 休業開始時の賃金の20%

2007(H19)年10月1日から雇用保険の育児休業者復帰給付金の支給割合が変更になりました(2007(H19)年3月31日以後に職場復帰した人から2010(H22)年3月31日までに育児休業開始した人までが対象となります)。雇用保険からの給付となりますので以下の条件が必要です。

- ・雇用保険に加入している
- ・育児休業制度を利用している
- ・育児休業開始前2年間に1ヵ月間に11日以上働いた月が12ヶ月以上ある



また、雇用育児休業取得期間と同じ職場に復帰、育児休業終了後6ヶ月以上続けて勤務していることが条件で申請するともらえます(注1:日赤の場合育児休業は子が3歳まで取れるので、子が1歳過ぎても育児休業を取る場合は休業途中での申請となります)

職場で使える!!

妊娠・出産・育児に関する
法律と協定をまとめた
パンフレット作成中!



でき次第、単組に送りますので、もうしばらくお待ちください。